

十六日午後二時半より、本事務所にて、交渉會合が開催された。交渉は、主に、(1)工場地盤の返還、(2)賃料の支拂い、(3)賃料の改定、(4)賃料の支拂いの方法等について行われた。交渉は、約二時間で終了した。

六、年賃回収

年賃回収 = アリテハ事業主側より年賃を、数字の算歩シ示セル

八月一日付領票三張、年賃回収額、金一千九百元、一階
段の成果ヲアルト爲シ工場、諸設備、完全ト相俟テ、府未裏戸
方面工場地盤復等、協会ノ上高志村工場ハ地、利ヲ得テ
居り且つ他工場比シ工價、最甚十倍余好条件ヲ無視シテ、高志
村工場、三間鋪又ルコトハ組合連在アリ後日何等カノ、核算
ノ目論ハ省本家、豫謀ナリトテ飽過工場因開始要求ヲ以テ会
見ニ臨ミ、志村工場カ事業主側、爲徳対開箱ノ協会ハ、奇島
対戸ノ三工場ニ勒勧シテ、志村工場兩開始ノ協会へ先取扱
此ノヨトノ目的向テ、遂進シ最終ノ勝利ヲ獲得スヤレト持
久的對陣ヲ爲ス種種アリ引接注意申

右及申(通)報經也